

令和 7 年 度
平塚市市民活動推進補助金

プレゼンテーション

平塚市協働推進課
令和 7 年 3 月 8 日

申請団体一覧

●入門コース

	団体名	申請活動・事業名	申請額	ページ
1	子どもの居場所 金田の寺子屋	子どもの居場所 学習支援 金田の寺子屋	10 万	P1
2	しのみやさくらの会	明るい未来をつなぐ 地域の和(輪)の居場所 ”さくらこども食堂“	10 万	P9
3	Never Not Alone	Never Not Alone	10 万	P17
		合 計	30 万	

●発展コース

	団体名	申請活動・事業名	申請額	ページ
1	一般社団法人F-STYLEスポーツクラブ	ボッチャインクルーシブプロジェクト	50 万	P23
2	認定特定非営利活動法人JUDOs	平塚市民の心と身体を柔道で元気に、国際交流の場を広げたい	44 万	P35
3	平塚ゆかりの作家 中勘助を知る会	中勘助平塚居住100周年記念事業 第二弾 『しづかな流』市民による手書復刊プロジェクト	31 万	P45
		合 計	125 万	

受付番号	入門コース1
受付月日	令和7年1月20日

令和7年度 平塚市市民活動推進補助金事業企画書（入門・発展コース）

1 申請団体概要

① 団体名	(フリガナ) コドモノイバシヨ カネダノテラコヤ 子どもの居場所 金田の寺子屋			
② 所在地	平塚市			
③ 代表者名	井上 勝博			
④ 設立年月	2022年7月 (法人格取得年月 年 月)			
⑤ ホームページ	http://			
⑥ 設立目的・経緯 団体設立の社会的背景や目的・経緯を記入してください。	時代の変化（家族や親族の減少、家族で集まる場の減少、三つの間の減少等々）もあり、子どもたちが集える場所が少なくなっている。金田地区も同様に、家庭と学校だけが子どもの居場所となり、他の居場所が少なく、地域で子どもたちの声が聞こえなくなってきたと感じている。そのような状況の中で、第3の居場所となり、子どもたちの学習支援を含めた地域での子育てを支援する一環として金田公民館を利用した「子どもの居場所 金田の寺子屋」を地域の有志により活動を開始した。 *発足：令和4年7月			
⑦ 活動の概要・実績 過去2年程度の主な活動の内容・対象者・実施時期などを分かりやすく記入してください。	子どもの居場所 学習支援 金田の寺子屋 ①対象：小学生1年～6年生、中学生1年～3年生 ②開催場所：金田公民館 ③開催：毎月2回、第二、第四火曜日、開催時間：17:00～18:30 費用：無料 ④令和5年の実績：参加延人数 子ども596人、ボランティア315名（各回子ども20名～30名） ⑤令和6年4月～12月までの実績：参加延人数 子ども636人、ボランティア197名（各回子ども30名～45名） 開設当初（令和4年）は子ども参加は20名程であったが、現在の子どもの参加者は58名となった。ボラも当初は12名ほどであったが、現在21名となり大学生も5名ほど参加されている。高齢者ボラの生きがいの場にもなっている			
⑧ 過去に受けた助成等の実績	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	子ども貧困対策支援事業補助金	令和6年8月	50,000円	学習支援
⑨ 令和7年度に受ける予定の助成等	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	子ども貧困対策支援事業補助金	令和7年8月	50,000円	学習支援

⑩ 会 員 数	個人＝ 21 人 （うち平塚市民 16 人） 団体＝ 団体		
⑪ 活動体制	役職名	氏名	住所
活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。	①	※活動体制は、個人情報のために非公開としています。	
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		
	⑨		
	⑩		

2 補助申請の内容

① 事業名	子どもの居場所 学習支援 金田の寺子屋
② 申請コース	(以下のどちらかのコースを○で囲んでください。) ☒ 入門コース ・ 発展コース
③ 申請額	【申請額は1万円単位、発展コースは事業費に対する助成割合の制限有(1回目90%、2回目80%、3回目70%)】 10 万円 (入門コースは10万円以内・発展コースは50万円以内)

3 補助申請する活動・事業の内容

① 事業の目的	「子どもの居場所 学習支援 金田の寺子屋」発足し、三年目になった。 ・対象：小学校1年～6年生、中学校1年～3年生 ・費用：無料 ・開催頻度：月2回 第二、第四火曜日 ・開催時間：17：00～18：30 上記内容で行い定常化してきた。子どもたちも増え58名程となってきた。このように子どもたちの参加も増え、現状収入での運営の厳しさ及び宿題を中心にした学習支援では苦手科目の克服も厳しくなっている。そこでこれからも継続的に行っていくため、ベースを強化し、さらには単なる宿題を行うことだけではなく、苦手科目の手助けも強化し、「わかったよ」という楽しさ喜びが得られる場（「地域での学びの居場所」）としていきたい。 また単なる学習の場だけではなく、居場所として「皆で触れ合える場」として地域で子どもを育てるを目指していく。 ベースの強化としては、必要な機器・教材は用意し不要な支出は無くしていく。
「なぜ、この事業を実施したいのか？」 「どんな課題を改善したいのか？」 「社会や市民のために、どのような公益性があるのか？」 などを、社会的背景を含めて具体的に記入してください。	

② 事業の内容 ①の事業の目的で記入した内容をふまえて、具体的な活動・事業内容を記入してください。 事業の先駆性・発展性・公益性・新しいアイデアや工夫などがあれば、分かりやすく記入してください。 ※ 発展コースを申請する場合は、これまでの活動をどのように充実・発展させていくのかが分かるように記入してください。	子どもの居場所として、学習支援としてさらには、ボランティアと子どもたちの触れ合いの場として 1. 学習支援 ①対象：小学生1年～6年生、中学生1年～3年生 開催：毎月2回、第二、第四火曜日、開催時間：17:00～18:30 費用：無料 ②単なる宿題だけではなく、不得意な点を支援。また楽しく学習できるようにしていく。 2. 特別授業 英会話、SNS等の特別講師を招き特別授業を行う 3. イベントの開催を年2回行い、皆との触れ合いを大切にする ・夏休みイベントの開催 ・クリスマスコンサートの開催 これらを通し、色々な子（不登校等も）が来れる、来て楽しい、皆で触れ合える寺子屋にしていきたい。
③ 事業の計画 活動・事業の実施場所、実施方法、実施時期、参加者や受益者等の対象、参加人数などの計画やスケジュールを具体的に記入してください。	1. 学習支援 ①対象：小学生1年～6年生、中学生1年～3年生 開催：毎月2回、第二、第四火曜日、開催時間：17:00～18:30 ②タブレットの活用及び問題集作成 ③各回参加者 40名～50名 ④新一年生の募集案内パンフ作成 ⑤学習支援員ボランティア募集案内チラシ、寺子屋紹介パンフレット作成 2. 特別授業の開催 ①5月～6月：子どもからアンケート ②特別授業企画会議 7月 ③講師折衝 9月 ④開催 10月～12月 3. イベントの開催 ・夏休みイベントの開催 7月後半（モルックゲーム、バルーンアート遊び） ・クリスマスコンサートの開催 12月（4月財団100万人クラシックライブ 開催折衝、子どもたちが、独自のクリスマス装飾物の制作11月～12月）
④ 期待される効果 活動・事業実施により、対象（受益者や地域）にどのような効果や成果を期待できるかを具体的に記入してください。	「子どもの居場所」そして「学習支援」を両立させることにより、子どもたちの成長の一助となり、単なる学習支援だけではなく生活支援の一助にもなると思います。具体的には、 ・子どもたちは、多くの子ども、大学生・大人たちと触れ合うことで成長の一つの要素となり、心身ともに健やかに育っていく。 ・来やすい居場所となり、不登校の子等が自然と来てくれる。 ・隠れた貧困・いじめなどの生活支援の一助ともなると思います。 ・高齢者ボランティアも生きがいの場所となり共生社会の要素となる。 ・子どもの居場所 学習支援を通じて、地域で子どもを支えそして地域の活性化も図られてきます。 ・ベースの機器・教材を用意し必要費用の増大を防ぎ、会の継続性を担保する
⑤ 協力団体等 活動・事業に協力される人、団体を記入してください。	金田地区民生委員児童委員協議会 金田地区社会福祉協議会

4 収支予算書（申請事業に限定した予算）

		項 目	金額	具体的な内容（積算根拠等）			
① 収 入		補助金	100,000 円	平塚山市民活動推進補助金			
		補助金	50,000 円	子ども貧困対策支援事業補助金（平塚市社会福祉協議会）			
		協賛金	120,000 円	地区民生委員児童委員協議会 60,000円、地区社会福祉協議会 60,000円、			
		繰越金	50,000 円				
			円				
収入合計			320,000 円	発展コース：対象経費 円 × % = 円 補助金の申請限度額			
② 支 出		項 目	事業費	うち対象経費	うち補助金	具体的な内容（積算根拠等）	
		食材料費	45,000 円	0 円	0 円	子どもたちへの軽食30,000円、イベント用飲み物、お菓 15,000円	
		保険費	45,000 円	45,000 円	0 円	子ども及びボラさん用行事保険。28円×24回×65人＝43,680円及び途中入る人向け	
		教材費	100,000 円	100,000 円	80,000 円	各科日各学年ごとの教材購入2,000円×2～3教科×9学年＝45,000円、イベント用材料費5,000円、教材文具5,000円、学習用玩具（英語等）5,000円 プリンター購入（ボラが作成した問題及び学習教材のコピー代を節約の為）40,000円、	
		交通費	90,000 円	90,000 円	0 円	学生ボランティアの交通費1000円×5人×18回（出席率）＝90,000円	
		講師謝礼	20,000 円	20,000 円	10,000 円	子ども用講演会及び特別教室（英語など）の講師謝礼 10,000円×2回	
		印刷費	15,000 円	15,000 円	10,000 円	チラシ等5,000円、パンフレット製作費10,000円	
		消耗品費	5,000 円	5,000 円	0 円	衛生用品、用紙、文房具等	
支出合計			320,000 円	275,000 円	100,000 円	※備品や器具を購入する場合は、それが事業に必要な理由を記載してください。 また、飲食代など助成の対象とならない経費を支出する場合は、「参加費から支出」など収入項目を記載してください。	

※収入の補助金の金額は、補助申請した金額を記載してください。また、支出のうち、補助金から支出する金額を記載してください。

※収入合計と支出合計、また、収入の補助金と支出のうち補助金の合計は同額になるようにしてください。

子どもの居場所 金田の寺子屋 会則

（名称）

第1条 この会は、『子どもの居場所 金田の寺子屋』と称する。

（所在地）

第2条 この団体の所在地を、会長宅に置く。

（目的）

第3条 この会は、様々な環境下にある子どもたちに、安心安全な居場所を定期的に提供し、子どもたちの健全な心身の育成に貢献する。また活動を通して、保護者や地域のシニア世代との交流に取り組むことを目的とする。

（活動・事業の種類）

第4条 この会は、前項の目的を達成するために学習支援等を行い、子どもの居場所づくりを行い次の事業を実施する。

- （1）学習支援の開催
- （2）居場所づくりに関するその他の活動
- （3）その他、目的の達成に必要な活動

（会員）

第5条 この会の会員は、この会の目的に賛同し所定の手続きを経て入会した者とする。

（役員の構成及び任期）

第6条 この団体に次の役員を置く

- （1）会長 1名
- （2）事務局 1名
- （3）監査 1名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。
- 2 事務局は、この会の事務及び会の会計事務を担当する。
- 3 監査は、この会の会計事務を監査する。

(運営会議)

- 第8条 この会の運営に関する重要な事項を審議決定するための運営会議を置き、会員の出席をもって開催する。
- 2 運営会議は会長が招集し、その議長となる。

(会計)

- 第9条 この会の経費は、補助金その他の収入金をもって充てる。
- 2 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、運営会議にて決算報告する。

(会則の改廃)

- 第10条 この会を改廃しようとするときは、運営会議にて同意を得なければならない。

(その他)

- 第11条 この会則に定めるもののほか、この会に運営上必要な事項は、運営会議において別に定める。

【附則】

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

2023年度 子どもの居場所 金田の寺子屋 決算書

収入

項目	2023年予算	2023年決算	決算一予算	
補助金	0	0	0	
協賛金①	60,000	90,000	30,000	金田地区社会福祉協議会
協賛金②	50,000	50,000	0	金田地区民生委員児童委員協議会
雑収入	0	0	0	
繰越金	35,112	35,112	0	
その他	0	300	300	
計	145,112	175,412	30,300	

支出

項目		2023年予算	2023年決算	決算一予算	
事業費	会議費	3,000	2,660	-340	
	食材費	40,000	36,019	-3,981	子どもたちへ軽食、おやつ、遊び用
	保険料	0	0	0	
	教材費	45,000	40,766	-4,234	教材コピー、教材文具、教科書、教科本
	交通費	0	33,500	33,500	学生さんボランティア交通費 注1
	衛生費	10,000	4,928	-5,072	コロナ衛生対策、消毒薬、マスク等
	その他				
事務費	通信費		0	0	
	消耗品費	10,000	7,483	-2,517	事務コピー、事務用品
	その他		0	0	
	予備費	37,112	0	-37,112	
合計		145,112	125,356	-19,756	

収入金額 175,412 円ー支出合計金額 125,356円 残金 50,056円

50,056 円は繰越金とする

注1： 学生さんボランティア交通費（当初支出予定は無かったが、学生さんが来るのに交通費が掛かっておりその対策として一回500円支払）

上記の通り2023年度の収支決算を報告致します。

2024年4月1日

子どもの居場所 金田の寺子屋

会長 井上 勝博

事務局 山西 笑子

※ 監査 ※

上記会計問題はありません。 2024年4月9日

監査

上原 浩美

金田の寺子屋

令和6年4月1日

収入

項目	2023年決算	2024年予算	
補助金	0	50,000	
協賛金①	90,000	60,000	金田地区社会福祉協議会
協賛金②	50,000	50,000	金田地区民生委員児童委員協議会
雑収入	0	0	
繰越金	35,112	50,056	
その他	300	0	
計	175,412	210,056	

支出

項目	2023年決算	2024年予算	
事業費	会議費	2,660	3,000
	食材費	36,019	40,000
	保険料		40,320
	教材費	40,766	45,000
	交通費	33,500	40,000
	衛生費	4,928	5,000
	その他		
事務費	通信費	0	1,000
	消耗品費	7,483	10,000
	その他		
	予備費		25,736
合計		125,356	210,056

繰越金

50,056

0

受付番号	入門コース2
受付月日	令和7年1月20日

令和7年度 平塚市市民活動推進補助金事業企画書（入門・発展コース）

1 申請団体概要

① 団体名	(フリガナ) シノミヤサクラノカイ しのみやさくらの会			
② 所在地	平塚市			
③ 代表者名	南保 隆			
④ 設立年月	2024年 8月 (法人格取得年月 年 月)			
⑤ ホームページ	http://			
⑥ 設立目的・経緯 団体設立の社会的背景や目的・経緯を記入してください。	現況の止まらない物価高が困窮する子育ての家庭を追い詰めており、子どもの貧困が親、人との繋がりを失い、孤独、孤立を深める一因となっている。 令和7年1月に移転した新しい四之宮公民館は、大野小学校と隣接しており、子どもたちと触れ合う（交流の）機会が増えていくため、この移転を機に子どもを軸とする地域コミュニティの拠点として四之宮公民館と連携して取り組み、様々な環境下にある子育ての家庭を支援し、子どもたちの安心・安全な居場所と地域の多世代間の繋がり（交流）の場の必要性を強く感じ、団体を設立した。			
⑦ 活動の概要・実績 過去2年程度の主な活動の内容・対象者・実施時期などを分かりやすく記入してください。	令和6年度の活動及び実績 ・他地域で活動している施設の見学及び開設時の実情等の説明を受ける。 6月 中原公民館（5人）、7月 なでしこ公民館（5人） ・活動の拠点となる公民館への設立目的及び活動内容等の説明 9月 四之宮公民館（10人） ・地域の各団体への支援を受けるため設立目的及び活動内容等の説明 9月&10月 四之宮地区社会福祉協議会（10人） 12月 四之宮地区町内福祉村（4人）、四之宮地区自治会連合会（4人） ・会員募集の説明 12月 地域の住民（民生委員児童委員、ボランティア他含）（15人） ・令和7年2月プレオープンを四之宮公民館にて催す（30名程度）			
⑧ 過去に受けた助成等の実績	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	なし			
⑨ 令和7年度に受ける予定の助成等	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	助成金	2025.4	20,000 円	四之宮地区社会福祉協議会
	助成金	2025.4	20,000 円	四之宮地区自治会連合会
	助成金	2025.4	10,000 円	四之宮地区町内福祉村

⑩ 会 員 数	個人＝ 20 人（うち平塚市民 20 人） 団体＝ 団体		
⑪ 活動体制	役職名	氏名	住所
	※活動体制は、個人情報のため非公開としています。		
活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。			

2 補助申請の内容

① 事業名	明るい未来をつなぐ 地域の和（輪）の居場所 ” さくらこども食堂 “
② 申請コース	（以下のどちらかのコースを○で囲んでください。） <u>入門コース</u> ・ 発展コース
③ 申請額	【申請額は1万円単位、発展コースは事業費に対する助成割合の制限有（1回目90%、2回目80%、3回目70%）】 10万円（入門コースは10万円以内・発展コースは50万円以内）

3 補助申請する活動・事業の内容

① 事業の目的 「なぜ、この事業を実施したいのか？」 「どんな課題を改善したいのか？」 「社会や市民のために、どのような公益性があるのか？」 などを、社会的背景を含めて具体的に記入してください。	「子ども」を軸とした新たな地域コミュニティの拠点を創出することを目的に建設された四之宮公民館において、目的を同じくする“さくらこども食堂”を開設し、様々な環境下（二人家族、共稼ぎ家族、母子世帯等）にある子どもたちに食事を提供し保護者の子育ての家庭を支援する。 “さくらこども食堂”は、子どもたちがみんなで一緒に食事し・遊べる、不安や心配を口に出すことができる、困ったら助けてくれる、安心して過ごせる居場所づくりを目指し、また、大人たちはお節介力を発揮し、子どもたちと一緒に食事し、笑顔に触れ合う、子どもたちのために力を出せるなど、大人にとっても大切な居場所となる。この居場所を通して地域の多世代間の繋がり（交流）の和（輪）になることを目的とする。
---	---

② 事業の内容 ①の事業の目的で記入した内容をふまえて、具体的な活動・事業内容を記入してください。 事業の先駆性・発展性・公益性・新しいアイデアや工夫などがあれば、分かりやすく記入してください。 ※ 発展コースを申請する場合は、これまでの活動をどのように充実・発展させていくのかが分かるように記入してください。	“さくらこども食堂”の企画、運営等の活動による「子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりと保護者の子育ての家庭を支援するとともに、地域の多世代間の繋がり（交流）の場になること」を目的として、次の事業を行う。 1. “さくらこども食堂”の企画、運営 子どもたちが、学校給食のない長期休暇の間（夏休み、冬休み及び春休みの期間）に定食形式で、食堂を運営する。 四之宮地区社会福祉協議会の独居高齢者向けのお楽しみ弁当作りに携わっている食堂スタッフを中心に、地域の民生委員児童委員、ボランティア等によるスタッフが運営する。 2. 子育ての支援及び地域の多世代間の繋がり（交流）の場づくり “さくらこども食堂”が子どもや大人にとっても大切な居場所と捉えている。参加する大人たちやスタッフが、子どもや保護者間のコミュニケーションの場を通して見守り、子育ての家庭の支援を行う。また、子どもや保護者の孤独、孤立を防ぎ、地域の多世代間の繋がる（交流）場とする。 3. 目的達成のための必要な活動 ・当食堂ポスター、チラシを四之宮地区連合会掲示板他に掲示・掲載 ・食材品の調達、バザーの催し等による間接支援 ・今後の展開に、子どもたちの体験型ワークショップ等を計画する。（子どもたちと地域の団体とのイベント、親子パン教室、習字等）
③ 事業の計画 活動・事業の実施場所、実施方法、実施時期、参加者や受益者等の対象、参加人数などの計画やスケジュールを具体的に記入してください。	1. “さくらこども食堂”の実施 ・場 所 四之宮公民館 ・時期及び頻度 夏休み7月&8月（計2回）、冬休み12月（1回）及び春休み（3月）計4回以上 ・運営時間 昼食時に食事を提供（11：00～14：00） ・参加費用 こども100円、親子（一組2名）300円、大人300円 ・参加人数 50名以上/回（想定人数） ・対象地域 限定しない 2. 広報活動 ・四之宮地区自治会連合会の掲示板に当食堂の実施案内を掲載したポスター、チラシを掲示する予定。また、四之宮公民館だより、四之宮地区社協だより、四之宮福祉村だより（年4回発行）及び地域情報局への掲載を予定。 ・四之宮地域の小中学校（PTA含む）への活動内容等の説明。 3. 地域内の支援活動 ・バザーの開催（11月）を予定（広報活動を兼ねる） ・地域食材等を供給する団体組織、個人農園等からの支援協力の依頼
④ 期待される効果 活動・事業実施により、対象（受益者や地域）にどのような効果や成果を期待できるかを具体的に記入してください。	1. 子ども同士、親同士、高齢者が一緒に参加し、地域のコミュニケーションの和（輪）として形成され、多世代間の繋がる大切な居場所となり、地域ぐるみで子どもを育てる雰囲気が醸成される。 2. ひとりで食事をする子どもに学校や家庭でなく、「第三の居場所」（食堂）で過ごすことで、孤食を防ぎ、信頼できる大人や友達と安心して関わりながら、将来の自立に向けて「生き抜く力」を育むことができる。また、当居場所（食堂内）での見守り活動を通して、子どもや保護者が抱える課題を見出すことができる。
⑤ 協力団体等 活動・事業に協力される人、団体を記入してください。	老人給食奉仕会 民生委員児童委員 地域ボランティア フードバンク湘南

4 収支予算書（申請事業に限定した予算）

	項 目	事業費	具体的な内容（積算根拠等）			
			円×	%＝	円	補助金の申請限度額 円
① 収 入	補助金	100,000 円	平塚市市民活動推進補助金			
	助成金	50,000 円	四之宮地区社会福祉協議会、四之宮地区自治会連合会、四之宮町内福祉村			
	寄付金	5,000 円	活動費同者からの寄付、募金箱			
	事業収益	28,000 円	さくらこども食堂（こども 100 円×25 人、親子 300 円×10 組（20 人）、大人 300 円×5 人）×4 回分（想定人数）			
	雑収入	3,150 円	バザー			
	収入合計	186,150 円	発展コース：対象経費			
② 支 出	項 目	事業費	うち対象経費	うち補助金	具体的な内容（積算根拠等）	
	保険料	12,600 円	12,600 円	10,000 円	ボランティア行事保険(Cアラン)@28×50 人×4 回分 5,600 円 スタッフ@350×20 人 7,000 円	
	物品購入費	84,200 円	84,200 円	70,000 円	プリンター1台42,900 円、ミネター (A4) 1台4,900 円、冷蔵庫6001台 16,500 円、 のぼり旗 (2本) 7,500 円、のれん (1本) 3,300 円、突っ張り棒1,000 円、募金箱 (1箱) 3,600 円、領収書用ゴム印鑑 (1個) 4,500 円	
	消耗品費	11,000 円	11,000 円	5,000 円	ビニール袋、ゴミ袋、キッチンペーパー類、消毒液等 一式	
	印刷費	3,200 円	3,200 円	0 円	ちらし@10×120 枚1,200 円、掲示(食堂含む)用ポスター@50×40 枚2,000 円	
	事務用品費	19,150 円	19,150 円	15,000 円	ペインダー@550×2個1,100 円、コピー用紙 (A4) 500 枚×5冊2,500 円、ミネトフイム (A4)100 枚 入り) @3,700、電卓@1,200、封筒 (A4)100 枚入り) @750、出納帳・領収書・筆記用具1,100 円、手提げ金庫 (1個) 5,300 円、インカーリッジ 5 色@3,500×1 個	
	食糧費	56,000 円	0 円	0 円	食材費@280 円×50 人×4 回 56,000 円	
	支出合計	186,150 円	130,150 円	100,000 円		

しのみやさくらの会 会則

(名称)

第1条 本会は「しのみやさくらの会」(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、代表宅におく。

(目的)

第3条 本会は、様々な環境下にある子どもたちに食事の提供と居場所づくりに関する活動を行い、また活動を通じて地域の多世代間交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) こども食堂の企画、運営に関する事業
- (2) 地域の多世代交流の場をつくる事業
- (3) 子育て支援事業
- (4) その他、目的達成のために必要な事業

(会員)

第5条 会員は、本会の目的に賛同し入会した者とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 代 表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 会 計 1名

(役員の選出及び任期)

第7条 本会の役員及び任期は、次の通りとする。

- (1) 役員の選出は、会員の総意による。
- (2) 役員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。また、補欠として選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 役員は、次の業務を行う。

- (1) 代表は会の運営を統括する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表が欠席のときはその職務を代行する。
- (3) 会計は会の会計を処理する。

(会合)

第9条 総会及び臨時総会ならびに役員会と定例会をおく。

- 2 総会は年1回代表が招集し開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 3 役員会は随時開催する。
- 4 定例会は会員をもって構成し随時開催する。

(議決)

第10条 総会及び臨時総会は、次の事項を決定するものとする。議決は出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。不測の事項が発した場合は、役員会において決めることができる。

- (1) 会則、事業等の制定及び改廃
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告、収支決算及び承認
- (4) 役員の承認
- (5) その他、本会の運営に関する重要事項

(運営費)

第11条 本会の経費は、寄付金品、助成金の受給、事業に伴う収入、その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(細則)

第12条 この会則のほか、「しのみやさくらの会」の細則は会員の話し合いによって決定する。

附 則

この会則は、令和6年8月22日から施行する。

しのみやさくらの会 細則

（目的）

第1条 この細則は、しのみやさくらの会の運営を円滑に行うため必要な事項を定めるものとする。

（役割分担）

第2条 会則第8条の規定に準拠し、職務に関する役割を明確にするため、次の役割分担を定めるものとする。

しのみやさくらの会 役割分担

職務名	担 当 業 務
代 表	会の運営を統括する
副代表	代表を補佐し、代表が欠席のときはその職務を代行する
会 計	会の会計を処理する
運 営	食材の調達、調理、配膳及びこどもの見守り（*）をする （*）食堂内に於いて
書 記	会合等の記録、及び広報誌を作成する

（寄付）

第3条 会則第11条の規定の基づき、受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

- （1）常時、寄付金を募ることができる。
- （2）寄付者が領収書の発行を求めた場合、遅滞なく領収書を発行する。
- （3）寄付結果の報告は、しない。ただし、必要な場合は、当該寄付金の収支に係る収支決算書を寄付者に提示するものとする。

（会員登録）

第4条 会則第5条の規定の基づき、「しのみやさくらの会 入会申込書」に必要な事項を記入し、提出するものとする。

（利用券の登録）

第5条 こども食堂を利用する場合、「さくらこども食堂利用券」に必要な事項を記入し、提出するものとする。小学生以下は、保護者による提出ができるものとする。

（その他）

第6条 この細則の改正は、定例会で定める。

附 則

この細則は、令和6年10月17日から施行する。

しのみやさくらの会

活動・事業の収支予算書（プレオープン費用：令和7年2月6日実施予定）

① 収 入		② 支 出	
項 目	金額	具体的な内容（積算根拠等）	
寄附金	12,000 円	しのみやさくらの会有志 1,500円×8人	
	円		
	円		
	円		
	円		
収入合計	12,000 円		
項 目	予算額（円）	決算額（円）	増減額 （決算額－予算額）
食材費	11,600 円	円	円
消耗品費	400 円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
支出合計	12,000 円	円	円

受付番号	入門コース3
受付月日	令和7年1月28日

令和7年度 平塚市市民活動推進補助金事業企画書（入門・発展コース）

1 申請団体概要

① 団体名	(フリガナ)ネバー ノット アローン Never Not Alone			
② 所在地	平塚市			
③ 代表者名	尾崎 一洋			
④ 設立年月	令和6年9月 (法人格取得年月 年 月)			
⑤ ホームページ	@NECER_NOT_ALONE_HIRATSUKA (Instagram)			
⑥ 設立目的・経緯 団体設立の社会的背景や目的・経緯を記入してください。	子供と大人（シニア）の健全な心と身体育成活動 現代を生きる人が感じる不自由な状況に対し、一人一人をつなぐ事で心の支援活動を通じ、心身共に豊かで健全な生活を送る事を目的とする。			
⑦ 活動の概要・実績 過去2年程度の主な活動の内容・対象者・実施時期などを分かりやすく記入してください。	場所：平塚駅西口店舗「寅や」 時期：9月28日から毎月最終土曜日11時から13時まで…「こども広場」開催 こども食堂を実施 1月8日から毎週月・水・金11時から13時まで…「シニア広場」開催 交流事業を実施 対象者：子供とその親、シニア層等			
⑧ 過去に受けた助成等の実績	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
⑨ 年度に受ける予定の助成等	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容

⑩ 会 員 数	個人＝..... 1 0 人（うち平塚市民..... 1 0 人） 団体＝..... 1 団体					
⑪ 活動体制	役職名	氏名	住所			
活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。	※活動体制は、個人情報のため非公開としています。					

2 補助申請の内容

① 事業名	Never Not Alone
② 申請コース	(以下のどちらかのコースを○で囲んでください) ☒ 入門コース ・ 発展コース
③ 申請額	【申請額は1万円単位、発展コースは事業費に対する助成割合の制限有(1回目90%、2回目80%、3回目70%)】 10万円（入門コースは10万円以内・発展コースは50万円以内）

3 補助申請する活動・事業の内容

① 事業の目的 「なぜ、この事業を実施したいのか？」 「どんな課題を改善したいのか？」 「社会や市民のために、どのような公益性があるのか？」 などを、社会的背景を含めて具体的に記入してください。	みんなの広場 現在、月1回の「こども広場」、週3回の「シニア広場」を開催していますが、活動を始めてから様々な情報を得る事ができました。 本当に孤立状態にある子供やシニアは「恥ずかしい」「勇気がない」「周知されていない」等の理由から私達の様な活動をしているスペースに一步踏み込めないでいる。 人と人をつなぐ場所が出来る事で孤立・孤独を減らし、日本独自の道徳・文化・習慣の伝承の実現をはかりたい。
---	---

② 事業の内容 ①の事業の目的で記入した内容をふまえて、具体的な活動・事業内容を記入してください。 事業の先駆性・発展性・公益性・新しいアイデアや工夫などがあれば、分かりやすく記入してください。 ※ 発展コースを申請する場合は、これまでの活動をどのように充実・発展させていくのかが分かるように記入してください。	シニア層 から ジュニア層 へ 昔ながらの遊び（おりがみ あやとり） お話し会（童話・昔話・戦争体験など） お料理会（郷土料理・おやつ作り） お裁縫・お習字 ジュニア層からシニア層へ デジタル文化の伝承…スマホ教室、パソコン教室、インターネット利用方法（パスワード設定、アプリ使用方法）、インスタ、TikTok 投稿体験 流行ダンス・唄など シニア層からシニア層へ 情報交流・マッチングの場
③ 事業の計画 活動・事業の実施場所、実施方法、実施時期、参加者や受益者等の対象、参加人数などの計画やスケジュールを具体的に記入してください。	こども広場…毎月1回（最終土曜日） シニア広場…毎週 月・水・金 参加者—子供とその親・シニア 人数 —20～30名程度 場所 —平塚駅西口「寅や」 5月 こどもの日イベント（かしわもち作り 折り紙でかぶと作り） 7月 セタイイベント（たんざく作り 笹の葉寿司作り） 10月 ハロウィンイベント（コスプレ衣装作り かぼちゃスープ） 12月 クリスマスイベント（プレゼント交換 リース作り） 1月 バレンタインイベント（チョコ作り） 恵万巻作り 3月 ひな祭りイベント（お弁当作り お花見 大人の遠足）
④ 期待される効果 活動・事業実施により、対象（受益者や地域）にどのような効果や成果を期待できるかを具体的に記入してください。	昔を知らない世代への社会勉強・情操教育の一環として、日本文化・習慣の教育。 現代を知らない世代への刺激・活性・活動を教えるという行為により自信につなげる。 ジュニア・シニア共に幸福感・達成感・充実感を得る事でみんなの広場が身近な場所となり、人と人をつなげるパワースポットとなる事。
⑤ 協力団体等 活動・事業に協力される人、団体を記入してください。	

4 収支予算書（申請事業に限定した予算）

事務局記入欄 発展コース補助割合確認 ☐

① 収 入		項 目	金額	具体的な内容（積算根拠等）		
		補助金	100,000 円	平塚市市民活動推進補助金		
		事業収入	96,000 円	利用者負担（子供 100 円×20 名×12 か月=24,000 円 シニア 300 円×5 名×4 週×12 か月=72,000 円）		
		会費	30,000 円	会費からの支出 3,000 円/年・人×10 人		
		寄附金	120,000 円	支援者による寄附		
			円			
		収入合計	346,000 円	発展コース：対象経費	円×	補助金の中請限度額 円
② 支 出		項 目	事業費	うち対象経費	うち補助金	具体的な内容（積算根拠等）
		消耗品費	9,160 円	9,160 円	9,160 円	ゴミ袋・折紙・文房具・ガスボンベ etc
		物品購入費	57,840 円	57,840 円	57,840 円	炊飯器 10,000 円、電気圧力なべ 19,800 円・おなべ・フライパンセット 5,980 円、蒸し器 6,480 円、ブレンダー set 6,880 円、ポット・ボール・ざるなど
		印刷費	18,000 円	18,000 円	18,000 円	チラシ 1,000 枚→6,000 円 のぼり 3 本×4,000 円→12,000 円
		宣伝費	15,000 円	15,000 円	15,000 円	ポスター 100 枚 15,000 円
		食糧費	246,000 円	0 円	0 円	お米、肉、野菜、調味料他
			円	円	円	
			円	円	円	
		支出合計	346,000 円	100,000 円	100,000 円	※備品や器具を購入する場合は、それが事業に必要な理由を記載してください。また、飲食代など助成の対象とならない経費を支出する場合は、「参加費から支出」など収入項目を記載してください。

※収入の補助金の金額は、補助申請した金額を記載してください。また、支出のうち、補助金から支出する金額を記載してください。

※収入合計と支出合計、また、収入の補助金と支出のうち補助金の合計は同額になるようにしてください。

Never Not Alone 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、Never Not Aloneと称し、事務局は平塚市公所 369-12 に置く。

(目的及び事業)

第2条 本会は子供の健全な育成活動、高齢に伴う外出困難者の支援活動を通じて、豊かな生活を送ることを目的とするとともに会員相互の親睦と交流を図り、次の事業を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) その目的を達成するために必要な事項

(会員)

第3条 本会は、前条の目的及び事業の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(役員)

第4条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|----------------|------------|
| (1)会長 (代表) 1 名 | (2)副会長 1 名 |
| (3)会計 1 名 | (4)監査 1 名 |

第5条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(総会)

第6条 総会は年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、若しくは会員の3分の1以上から請求があったときは、臨時総会を開催する。

総会は会員の総意を民主的に反映する機関として、次の事項を審議する。

- (1) 会則の改廃及び役員の選出
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに事業報告、収支決算及び監査の報告の承認
- (3) その他の重要事項

(役員会)

第7条 役員会は、会長が必要と認める都度これを招集する。

(経理)

第8条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

- 1 会費は年額 3000 円として、本会が指定する方法により納入するものとする。
途中退会については返金しないものとする。

- 2 本会の会計年度は毎年9月1日にはじまり翌年8月31日に終わる

(その他の規定)

第9条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は役員会の議を経て、会長が定める。

付則

この会則は令和6年9月1日から施行する。

Never Not Alone

活動・事業の収支予算書 (令和6年9月1日～令和7年8月31日)

項 目	金額	具体的な内容 (積算根拠等)
① 収 入		
会費	96,000 円	会員32人
事業収入	68,000 円	こども広場 (こども食堂) 子100円×200人/年 親300円×120人/年 恵方巻イベント20人×500円 シニア広場1,500円/月×8か月
	円	
	円	
	円	
収入合計	164,000 円	
② 支 出		
食材費	116,000 円	こども食堂の食材費
宣伝広告費	10,000 円	チラシ100部
通信運搬費	23,500 円	携帯電話加入初月6,000円 2,500円×7か月(2月～8月)
消耗品費	14,500 円	ゴミ袋・ラップ等
	円	
	円	
	円	
	円	
支出合計	164,000 円	

受付番号	発展コース1
受付月日	令和7年1月20日

令和7年度 平塚市市民活動推進補助金事業企画書（入門・発展コース）

1 申請団体概要

① 団体名	(フリガナ) イッパンシャダンハウジン エフスタイル スポーツクラブ 一般社団法人 F-STYLE スポーツクラブ			
② 所在地	平塚市			
③ 代表者名	古尾谷 将治			
④ 設立年月	2023年6月（法人格取得年月 2023年 6月）			
⑤ ホームページ	https://f-style-sportsclub.localinfo.jp/			
⑥ 設立目的・経緯 団体設立の社会的背景や目的・経緯を記入してください。	基本理念：スポーツを通じた人づくり・地域づくり ア 一人ひとりの子どもが人間力を養う必要性 日本全体で問題となっている少子高齢化は、湘南エリアも例外ではなく、子どもの減少により地域の活力が低下することが懸念されています。そのため、次世代を担う子どもたちが人間力を身につけて成長することで、地域や日本全体の活力を維持し、持続可能な社会を築くことが重要だと考えています。 イ 新たなコミュニティ(居場所)づくりの必要性 日本では「個」が尊重される一方、人とのつながりが薄れ孤立する人が増えています。この孤立を解消し、良好なコミュニケーションを促進することで、新たな人間関係を築き、地域の人々が自立的かつ積極的に社会参加できる環境を整えることが重要です。 ウ 共生社会実現の必要性 多様性が進む社会の中で、誰もが互いに尊重し支え合う「共生社会」を築くことが求められています。特に、障害のある人が「支えられる」だけでなく「支える」存在として社会に積極的に参加できる環境づくりが課題です。クラブの取り組みを通じて、共生社会への理解を深め、この実現に貢献していきたいと考えています。			
⑦ 活動の概要・実績 過去2年程度の主な活動の内容・対象者・実施時期などを分かりやすく記入してください。	○ボッチャクラブチーム運営・スクール活動 ・対象：障がいの有無を問わず、幼児～高齢者まで初心者からトップアスリートまで幅広い層を対象とする ・活動：月4～8回 平日 18～21時 土日祝 9～12時・13～16時 ○ボッチャの普及・啓発に関する地域連携活動 ・2023年7月～（公民館まつり・イベントでの体験会3回、教育機関での授業2回、行政委託体験会1回） ・公民館まつりやイベントでの体験会の実施、地域の教育機関・企業等での授業・研修の実施。スポーツ普及だけでなく、対象者のニーズに合わせてボッチャを「ツール」とした体験会や研修を提案。 ○サッカースクール活動 ・対象：小学生及び未就学児 障がいの有無を問わず ・日時：通年 毎週火水曜 19～21時 ・場所：旭小学校、金田中学校等			
⑧ 過去に受けた助成等の実績	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	市民活動推進補助金	令和6年4月	10万円	ボッチャスクール活動事業
⑨ 年度に受ける予定の助成等	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容

⑩ 会 員 数	個人＝ 38 人（うち平塚市民 35 人） 団体＝ 団体		
⑪ 活動体制	役職名	氏名	住所
	※活動体制は、個人情報のため非公開としています。		
活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。	6		
	7		
	8		

2 補助申請の内容

① 事業名	ボッチャインクルーシブプロジェクト
② 申請コース	(以下のどちらかのコースを○で囲んでください。) 入門コース ・ 発展コース
③ 申請額	【申請額は1万円単位、発展コースは事業費に対する助成割合の制限有(1回目 90%、2回目 80%、3回目 70%)】 50 万円 (入門コースは10万円以内・発展コースは50万円以内)

3 補助申請する活動・事業の内容

① 事業の目的	障がいの有無に関わらず、誰もが楽しめるボッチャそのものが共生社会を映し出すスポーツであり、小さなお子様から高齢の方まで行える「生涯スポーツ」としても、地域住民の健康増進に寄与できるのではないかと考えます。ボッチャの普及に伴い、学校や行政イベント等にてボッチャを経験されたことのある方は増えているが、実際に重度障がい者の方や高齢者の方は手で投げられない方も多く、専用の競技用具がないと継続した参加の機会がなくなってしまう。 現在の課題として、障がい特性に合った競技用具が不足しております。令和6年度市民活動推進助成金にて、障害の有無にかかわらず誰でも投げられるボールを購入させていただき使用しておりますが、重度障がい者や高齢者の使用が困難な場合もあり、誰もがボッチャを楽しめる環境整備が急務と考えております。重度障がい者や高齢者の受け入れ可能な環境整備を進め、誰もがボッチャを楽しめる機会や参加した皆さんが新たなコミュニティの場を提供できればと思います。
「なぜ、この事業を実施したいのか？」 「どんな課題を改善したいのか？」 「社会や市民のために、どのような公益性があるのか？」 などを、社会的背景を含めて具体的に記入してください。	

② 事業の内容 ①の事業の目的で記入した内容をふまえて、具体的な活動・事業内容を記入してください。 事業の先駆性・発展性・公益性・新しいアイデアや工夫などがあれば、分かりやすく記入してください。 ※ 発展コースを申請する場合は、これまでの活動をどのように充実・発展させていくのかが分かるように記入してください。	○対象：地域包括支援センター、教育機関、体験会参加者（障がいの有無を問わず、幼児～高齢者まで） ○内容：一人ひとりの個性（障がい特性、発育発達レベル、ライフステージなど）に合わせた授業構築や体験会の実施、スクール事業 ○当事業の強み ①当事業の従事者にはパラスポーツをサポートできる「人」（スタッフ・指導者）が在籍している。 ●資格を持った専門スタッフが在籍 ・医療資格（理学療法士）指導者資格（パラスポーツ指導員） ・スポーツ系資格（パラスポーツトレーナー、スポーツメンタルトレーナー） ●障がい者サポート経験や、大会帯同経験が豊富なスタッフが在籍 ・障がい児の保護者がスタッフとして活動 ・国内外のボッチャ大会への帯同経験のあるスタッフが活動 ②障がい者当事者、障がい児の保護者同士の関わりの場 ・様々な障がいを持ち年齢層も幅広く、それぞれ背景の異なる方々の交流の場 ・障がい児と保護者が安心して分離し自立した時間を過ごせる場 ③健常者と障がい者が当たり前前の存在として関わる機会 ・ボッチャを通じたコミュニケーションの中で互いを当たり前前の存在として認め合えるようになり、共生社会に向けた一歩となるのではないかと
③ 事業の計画 活動・事業の実施場所、実施方法、実施時期、参加者や受益者等の対象、参加人数などの計画やスケジュールを具体的に記入してください。	○実施日時：通年 平日 9時～15時 土日祝 9～16時 月1回程度 ○場所：小中学校、特別支援学校、ひらつか七夕まつり、旭南・吉沢公民館、ひらつかサン・ライフアリーナ、地域包括センター等 ○受益対象者：学校授業参加児童1回 約60人 ひらつか七夕まつり体験会参加者 約800名 各公民館まつり参加者 約100人 ○実施計画① 高齢者向けボッチャ体験会 目的：地域包括センターや公民館と連携して高齢者対象のボッチャを通じた体づくりや新たな人間関係を築き、地域の人々が自立的かつ積極的に社会参加できる環境の場を提供 ○実施計画② 特別支援学校交流授業 目的 ・同じ地域に住む同年代の生徒と交流することで、お互いのことを知り合う機会とする。 ・児童生徒が障がいの有無にかかわらず、一緒に楽しむ時間を共有し、交流を深める。 ・競技を通して、パラスポーツに関心を持てる機会とする。 ※事前打ち合わせ、スタッフ会議を実施し、参加者の障がい特性や運動機能レベル、配慮が必要な内容など教員、スタッフ間で情報共有を行い、必要なサポートを確認・準備する。
④ 期待される効果 活動・事業実施により、対象（受益者や地域）にどのような効果や成果を期待できるかを具体的に記入してください。	スポーツは、仲間とのコミュニケーションや協調性、相手への敬意を学べる大切な要素があり、障がいのある子どもや高齢者に成長や生きがいをもたらす貴重な機会を提供します。障がいがあると外出や地域との関わりが難しくなりがちですが、ボッチャの練習会への参加や楽しむ気持ちが、社会とのつながりや生活の目標づくりにつながると考えます。また、高齢者にとってもボッチャは体力や健康維持に役立つだけでなく、孤立を防ぎ、地域との交流を深める場となります。さらに、ボッチャを通じたコミュニケーションにより、健常者、障がい者、高齢者が互いを当たり前前の存在として認め合うことで、共生社会に向けた一歩を踏み出せると期待しています。
⑤ 協力団体等 活動・事業に協力される人、団体を記入してください。	神奈川ボッチャ協会

4 収支予算書（申請事業に限定した予算）

事務局記入欄 発展コース補助割合確認 ☒

① 収 入		項 目	金額	具体的な内容（積算根拠等）			
		補助金	500,000 円	平塚市市民活動推進補助金			
		ポッチャスクール年会費	210,000 円	年間活動会員（大会参加など）15 人 @12,000（介助者なし）×10 人 @18,000（介助者あり）5 人			
		ポッチャスクール参加費	360,000 円	@1000×5 人/回×平均 6 回開催/月×12 ヶ月			
			円				
			円				
		収入合計	1070,000 円	発展コース：対象経費	860,000 円	× 90 % =	774,000 円 補助金の中請限度額 500,000 円
② 支 出		項 目	事業費	うち対象経費	うち補助金	具体的な内容（積算根拠等）	
		ポッチャ体験会備品	693,000 円	693,000 円	500,000 円	ランブ (@396,000×1 台)、ランブ用ボール (@297,000×1 セット)、	
		ボランティア経費	210,000 円	0 円	0 円	食事提供等（イベント、出前授業参加者）	
		広告宣伝費	20,000 円	20,000 円	0 円	体験会出店料 (@10,000 ビジネスエキスボ、@10,000 商店街会費)	
		消耗品費	140,000 円	140,000 円	0 円	養生テープ 25m (@300×200 本)、ビニールテープ (@350×200 本)、	
		イベント保険	7,000 円	7,000 円	円	スタッフ、ボランティア参加者	
			円	円	円		
			円	円	円		
		支出合計	1,070,000 円	860,000 円	500,000 円	※備品や器具を購入する場合は、それが事業に必要な理由を記載してください。また、飲食代など助成の対象とならない経費を支出する場合は、「参加費から支出」など収入項目に記載してください。	

※収入の補助金の金額は、補助申請した金額を記載してください。また、支出のうち、補助金から支出する金額を記載してください。
 ※収入合計と支出合計、また、収入の補助金と支出のうち補助金の合計は同額になるようにしてください。

一般社団法人F・STYLEスポーツクラブ

定款

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人F・STYLEスポーツクラブと称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市中区に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、地域社会におけるスポーツ活動の振興に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) ボッチャクラブ運営に関する事業
- (2) サッカークラブ運営に関する事業
- (3) インクルーシブフットボールスクールの運営に関する事業
- (4) ボッチャ、インクルーシブフットボールに係る講演会の受託及び普及に関する事業
- (5) ボッチャ、サッカー、インクルーシブフットボールに関する運動用具の販売及び賃貸
- (6) スポーツ選手育成に関する事業
- (7) スポーツ指導者育成に関する事業
- (8) スポーツ大会の企画・運営に関する事業
- (9) 一般要員研修員活動派遣事業
- (10) 特定旅客自動運送事業
- (11) 読者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (12) 前各号に附帯関連する一切の業務

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(附 則)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人が定めた入社申込書により入社の申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の支払義務)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

② 社員は、社員総会において別に定める入会費及び会費を納入しなければならない。

(退 社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど著明な事由があるときは、一般社員及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般財団法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 会費の納入を6か月以上滞りしたとき。
- (5) 除名されたとき。

(6) 総社長の同意があったとき。

第3章 社員総会

(招 集)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 社員総会は、法に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故が生じたときは、あらかじめ定められた地位により他の理事がこれを招集する。

③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を送付するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(議 決)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに當たる。代表理事に事故が生じたときは、あらかじめ定められた地位により、他の理事がこれを代わ

(議 決 権)

第13条 社員総会における議決権は、社員1名につき1票とする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 延任及び代表理事

(理事の員数)

第16条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

② 理事のうち1名を代表理事とする。

(理事の選任)

第17条 当法人の理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

② 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他の特別の関係にある者の合計数は、理事総数の三分の一を超えてはならない。

(理事の解任の方法)

第18条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第19条 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例会社員総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は任期により選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

② 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(両士の解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞金その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配の禁止)

第26条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(剰余財産の帰属)

第27条 当法人が清算をする場合において存する剰余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第四十条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。
設立時理事 古尾谷耕治 (神奈川県平塚市藤601番地の3)
設立時理事 長崎茂 (神奈川県平塚市中里49番1号
グリーンングラスD号)
設立時理事 佐藤由緒 (神奈川県平塚市公所487番地の4)
設立時代表理事 古尾谷耕治

(設立時社員の氏名及び住所)

第四十一条 当法人の設立時社員は、次のとおりである。

氏名	住所
古尾谷耕治	神奈川県平塚市藤601番地の3
古尾谷香苗	神奈川県平塚市藤601番地の3
長崎茂	神奈川県平塚市中里49番1号グリーンングラスD号
佐藤由緒	神奈川県平塚市公所487番地の4

(定款に定めのない事項)

第四十二条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般に定法人ド S T Y L I スボーテツクラブ 設立のため、設立時社員古尾谷耕治 外3名の定款作成代理人である司法書士法人自井事務所 社員 自井将太は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和5年6月14日

社員 古尾谷耕治
社員 古尾谷香苗
社員 長崎茂
社員 佐藤由緒

上記署名人の定款作成代理人
司法書士法人自井事務所
〒255-0155 神奈川県平塚市明石町1番25号
代表者(法人自井事務所)
社員 自井将太

同一の情報の提供

提供の日時：2023年6月19日

公証人：門野坂修一

所属法務局：横浜法務局

公証役場：平塚公証役場

平塚市代官町9番26号

請求対象の登録管理番号：

23-022400802000758

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2023年6月19日

請求対象の処理公証人：02240008門野坂修一

所属法務局：横浜法務局

公証役場：平塚公証役場

平塚市代官町9番26号

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

決算報告書

第 1 期

自 令和05年06月20日
至 令和06年03月31日

一般社団法人 F－STYLE スポーツクラブ

貸借対照表
令和06年03月31日 現在

一般社団法人 F－STYLE スポーツクラブ		(単位：円)	
資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	371,750	【固定負債】	200,000
現金及び預金	221,750	応期借入金	200,000
未収入金	100,000	負債の部合計	200,000
【固定資産】	221,584	純資産の部	
創立費	221,584	科 仁	金額
		【株主資本】	343,334
		資本金	300,000
		利益剰余金	△ 156,666
		その他利益剰余金	△ 156,666
		繰越利益剰余金	△ 156,666
		(うち当期純損失)	△ 156,666
資産の部合計	543,334	純資産の部合計	343,334
		負債・純資産の部合計	543,334

損益計算書

自 令和5年06月20日
至 令和6年03月31日

一般社団法人R-STYLISボーズクラブ

科目	金額		単位：円
【売上高】			
売上高	1,114,900	1,114,900	
【売上原価】			
売上総利益		1,114,900	
【販売費及び一般管理費】		1,371,567	
営業損失		△ 256,667	
【営業外収益】			
受取利息	1		
雑収入	100,000	100,001	
【営業外費用】			
経常損失		△ 156,666	
【特別利益】			
【特別損失】			
繰引前当期純損失		△ 156,666	
当期純損失		△ 156,666	

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和5年06月20日
至 令和6年03月31日

一般社団法人R-STYLISボーズクラブ

科目	金額		単位：円
【販売費及び一般管理費】			
福利厚生費		176,155	
登録・会費費(ボッチャ)		115,250	
登録・会費費(サッカー)		78,350	
広告宣伝費		59,839	
接待交際費		329,348	
旅費交通費		33,558	
通信費		13,580	
消耗品費		38,641	
車両費		65,024	
支払手数料		66,000	
会議費		118,686	
研修費		39,180	
諸会費		172,400	
減価償却費		55,396	
雑費		10,060	
販売費及び一般管理費合計		1,371,567	

株主資本等変動計算書

F 令和05年08月20日 至 令和06年03月31日		【単位：円】
一般社団法人ドローS“TYLES”スポーツクラブ 株式会社 資本金	△100円未満	0
	△100円超過	500,000
▲ 剰余金 その他有価証券 繰越利益剰余金	△100円未満	500,000
	△100円超過	
▲ 株主資本合計	△100円未満	-150,000
	△100円超過	-150,000
純資産の部合計	△100円未満	0
	△100円超過	343,334
	△100円未満	343,334
	△100円超過	

個別記述表

自 令和05年06月20日
至 令和06年03月31日

一般社団法人ドローS“TYLES”スポーツクラブ

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する指針」によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）及び平成28年

4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率

（1000分の96）により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための定となる重要事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

3. 貸借対照表に関する注記

右形同定資産の減価償却累計額

0円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数

4株

以上

収支予算書

令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

(単位：円)

科 目	令和5年度予算	令和6年度予算	増 減
I 事業活動収支の部			
1.事業活動収入			
年会費収入	175,000	312,000	137,000
月謝・参加費収入	468,000	729,600	261,600
スポンサー収入	440,000	770,000	330,000
主催大会収入	0	200,000	200,000
助成金・寄附金収入	0	200,000	200,000
事業活動収入計	1,083,000	2,211,600	1,128,600
2.事業活動支出			
グラウンド賃借料支出	140,000	188,000	48,000
事務所賃貸料支出	0	0	0
事務所諸費支出	0	0	0
役員報酬支出	0	0	0
給与手当支出	0	0	0
ボランティア支出	175,000	210,000	35,000
旅費交通費支出	320,000	451,200	131,200
支払手数料支出	0	0	0
顧問料支出	110,000	660,000	550,000
合宿支出	0	0	0
主催大会支出	0	200,000	200,000
消耗品購入支出	205,000	363,900	158,900
租税公課・法人税支出	120,000	125,000	5,000
事業活動支出計	1,070,000	2,198,100	1,128,100
事業活動収支差額	13,000	13,500	500
II 投資活動収支の部			
1.投資活動収入			
有価証券売却収入	0	0	0
固定資産売却収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
2.投資活動支出			
車両購入支出	0	0	0
什器備品購入支出	0	0	0
保証金等支出	0	0	0
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1.財務活動収入			
借入金収入	0	0	0
その他財務活動収入	0	0	0
財務活動収入計	0	0	0
2.財務活動支出			
借入金返済支出	0	0	0
その他財務活動支出	0	0	0
財務活動支出計	0	0	0
財務活動支出差額	0	0	0
当期収支差額	13,000	13,500	500
前期繰越収支差額	0	13,000	13,000
次期繰越収支差額	13,000	26,500	13,500

一般社団法人F-STYLEスポーツクラブ

受付番号	発展コース2
受付月日	令和7年1月27日

令和7年度平塚市市民活動推進補助金事業企画書（入門・発展コース）

1 申請団体概要

① 団体名	(フリガナ) ニンテイトクティヒエイリカツドウホウジンジュウドウス 認定特定非営利活動法人 JUDOs			
② 所在地	平塚市			
③ 代表者名	井上 康生			
④ 設立年月	令和元年4月（法人格取得年月 令和元年4月）			
⑤ ホームページ	https://judos.jp			
⑥ 設立目的・経緯 団体設立の社会的背景や目的・経緯を記入してください。	世界各国・地域で選手、青少年の育成支援を行い、各種スポーツ・他分野と積極的な交流を図りながら、柔道およびスポーツを通じたより多様な豊かな社会の実現と世界平和の構築を目的として、特定非営利活動法人 JUDOs(ジュウドウス)は設立されました。			
⑦ 活動の概要・実績 過去2年程度の主な活動の内容・対象者・実施時期などを分かりやすく記入してください。	国内外の柔道およびスポーツの普及と発展のために以下を実施しています。 【平塚市での活動】 令和6年4月：フランス人指導者と平塚市柔道協会の子どもの柔道国際交流を実施 令和6年6月：ケニア人ラグビー選手に向けた柔道体験教室を実施 令和6年7月：ハワイ州から来日した子どもたちに柔道教室を実施 令和6年8月：コスタリカ・カナダの選手が平塚市柔道協会の子どもの柔道国際交流 令和6年9月：一般市民に向けた柔道エクササイズ教室を開催 令和6年10月：6カ国7名の指導者と平塚市柔道協会の子どもの柔道国際交流を実施 令和6年10月：デフ(ろう者)柔道選手と平塚ろう学校で柔道体験教室を実施 令和6年12月：ベネズエラの選手と直心館道場の子どもの柔道国際交流を実施 令和6年12月：高齢者の安全な転び方に関する国際カンファレンスを支援(東海大) 令和6年12月：ベトナム人技術実習生に柔道体験教室を実施 【柔道教室(平塚市外)】 令和5年11月：岐阜県羽島郡笠松町で高齢者向転倒予防教室を開催 令和6年8月：横浜市武道館で開催された全日本小学生育成プロジェクトを支援 令和6年9月：文京区で開催されたわくわくスポーツまつりを支援			
⑧ 過去に受けた助成等の実績	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	平塚市市民活動推進補助金	令和6年	40万円	海外柔道家と平塚市の皆さんとの交流事業
⑨ 令和7年度に受ける予定の助成等	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	なし			

⑩ 会 員 数	個人＝.....148.....人（うち平塚市民.....7.....人） 団体＝.....45.....団体		
⑪ 活動体制	役職名	氏名	住所
	※活動体制は、個人情報のため非公開としています。		
活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。			

2 補助申請の内容

① 事業名	平塚市民の心と身体を柔道で元気に、国際交流の場を広げたい
② 申請コース	（以下のどちらかのコースを○で囲んでください。） 入門コース ・ 発展コース
③ 申請額	【申請額は1万円単位、発展コースは事業費に対する助成割合の制限有（1回目 90%、2回目 80%、3回目 70%）】 44万円（入門コースは10万円以内・発展コースは50万円以内）

3 補助申請する活動・事業の内容

① 事業の目的	昨年度は「海外柔道家と平塚市の皆様との交流事業」を実施し、市民の皆様が柔道を通じて国際交流を体験する機会を提供しました。この取り組みにより、地域社会の国際的な視野を広げると同時に、多くの方が柔道の持つ文化的価値とスポーツとしての魅力を実感されました。 今年度はさらに活動の幅を広げ、柔道を通じた国際交流に加えて、柔道を通じて市民の皆様が気軽に身体を動かし、健康的で元気な日常を送れるような運動機会を提供していきます。 1. 青少年： 近年、長時間のスマートフォン利用、地域の遊び場や部活動の減少により、子どもたちの体力低下が懸念されています。この事業を通じて、柔道の楽しさを伝え、運動の機会を増やします。さらに、本法人が招へいた海外の柔道選手との交流を通じ、異文化体験や国際交流の場も提供します。 2. 一般市民： 運動不足は筋力低下や体力の衰えを招き、加齢による筋力やバランス能力の低下、反射神経の鈍化は転倒事故の原因となります。柔道の動きを取り入れた運動を提供することで、健康維持を支援し、日常生活での身体機能向上を目指します。 3. ろう者： 情報伝達の壁や手話対応、視覚的サポートの不足により、運動の機会が制限される場合があります。本法人では、2025年に東京で開催されるデフリンピックに出場するろう者柔道選手の協力の下、柔道を通じた運動や交流の機会を提供します。これにより、情報の壁を越え、スポーツ参加の環境を整え、ろう者の健康促進と社会参加を支援します。
---------	--

② 事業の内容 (1) 事業の目的で記入した内容をふまえて、具体的な活動・事業内容を記入してください。 事業の先駆性・発展性・公益性・新しいアイデアや工夫などがあれば、分かりやすく記入してください。 ※ 発展コースを申請する場合は、これまでの活動をどのように充実・発展させていくのかが分かるように記入してください。	1. 青少年： ① 柔道交流 海外からの柔道家と日本のトップクラスの柔道家が、平塚市内の学校や平塚市柔道協会の子どもたちと柔道を通じた交流を実施。 ② 柔道体験教室 柔道未経験者（国籍問わず）を対象に、柔道の基礎や楽しさを体験できる教室を開催。 2. 一般市民： ③ 柔道の動きを使った体操教室「柔道エクササイズ」 一般の方々を対象に、「柔道の動き」を取り入れたエクササイズ教室を実施し、年齢に合わせた負荷のある運動で健康促進を支援。 3. ろう者： ④ 柔道体験教室： 聴覚障がいを持つ方々を対象に、安全で楽しめる柔道体験教室を実施し、運動の機会を提供。
③ 事業の計画 活動・事業の実施場所、実施方法、実施時期、参加者や受益者等の対象、参加人数などの計画やスケジュールを具体的に記入してください。	① 柔道交流 4 月フランス人柔道指導者と平塚市柔道協会の子どもたちの交流実施予定（平塚市総合運動公園・約 120 名） 7 月カナダ人柔道選手と平塚市柔道協会の子どもたちの交流実施予定（平塚市総合運動公園・約 100 名） 10 月海外からの柔道指導者と平塚市柔道協会の子どもたちの交流イベントを開催（平塚市総合運動公園・約 120 名） ② 柔道体験教室 4 月～6 月 柔道体験教室の参加者の募集を開始（ポスター及び WEB サイト） 5 月～9 月／2025 年 1 月～3 月 平塚市に住む海外からの技能実習生や一般市民を対象にした柔道教室を実施予定（東海大学武道場及び平塚市内柔道場・約 10 名／各教室） ③ 柔道の動きを使った体操教室「柔道エクササイズ」 4 月～6 月 柔道の動きを使った「柔道エクササイズ」の参加者の募集を開始（ポスター） 5 月～9 月／2025 年 1 月～3 月 平塚市民を対象にした体操教室を実施予定（東海大学武道場及び平塚市内柔道場・約 15 名／各教室） ④ ろう者対象の柔道体験教室 12 月デフリンピックに出場したデフ柔道家と平塚ろう学校の子どもたちの柔道交流を実施（平塚ろう学校体育館・約 30 名）
④ 期待される効果 活動・事業実施により、対象（受益者や地域）にどのような効果や成果を期待できるかを具体的に記入してください。	1. 子どもたちの健全な育成 柔道を通じて体を動かす楽しさを学び、心身の成長を促します。さらに、国内外の柔道家との交流により、異文化理解や広い視野を養う機会を提供します。 2. 平塚市民の健康促進 「柔道エクササイズ」や柔道体験教室を通じて、高齢者や一般の方々が健康を維持・向上させるきっかけとなります。筋力を維持することにより転倒防止や柔道の受身を学ぶことで転倒した時の怪我の防止が期待されます。 3. ハンディキャップのある方々（ろう者） デフリンピックに出場した選手との交流を通じて、スポーツを通じて新たな視点を持ち、夢を抱くことができます。これにより、ろう者をはじめとするハンディキャップを持つ方々が、自己実現や社会参加の機会を得ることができます。 4. 国際交流の活性化 海外の柔道家との交流により、多様な価値観を理解し合い、国籍や文化を超えたつながりが地域に生まれます。 5. 地域コミュニティの活性化 柔道を通じた幅広い世代の交流が地域社会をつなぎ、連帯感の強化や住民同士の絆を深める効果が期待されます。
⑤ 協力団体等 活動・事業に協力される人、団体を記入してください。	東海大学 平塚市柔道協会 市内の小中学校 市内の町道場（直心館等）

4 収支予算書（申請事業に限定した予算）

事務局記入欄 発展コース補助割合確認 ☒

① 収 入		具体的な内容（積算根拠等）			
補助金	金額	平塚市市民活動推進補助金			
寄付金		活動の賛同者から寄付			
	円				
収入合計	550,420 円	発展コース：対象経費	550,420 円 × 80% =	440,336 円	補助金の申請限度額 440,000 円
② 支 出		項 目	事業費	うち対象経費	うち補助金
消耗品費			2,000 円	2,000 円	2,000 円
		謝金	280,000 円	280,000 円	170,000 円
		印刷製本費	83,000 円	83,000 円	83,000 円
		使用料	50,000 円	50,000 円	50,000 円
		保険料	10,000 円	10,000 円	10,000 円
スポーツ用品	125,420 円			125,420 円	125,000 円
		支出合計	550,420 円	550,420 円	440,000 円

※収入の補助金の金額は、補助申請した金額を記載してください。また、支出のうち、補助金から支出する金額を記載してください。

※収入合計と支出合計、また、収入の補助金と支出のうち補助金の合計は同額になるようにしてください。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 JUDOS という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県平塚市北金目1丁目1番1号 東海大学

井上研究室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、柔道を通じた国内外の普及・発展に関する事業、柔道を軸とした各種スポーツ・他分野との交流、協働に関する事業、柔道による国内外の選手及び青少年の育成と活動支援に関する事業を行い、柔道を通じての国際理解・交流、子供の健全育成を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(2) 国際協力の活動

(3) 子どもの健全育成を図る活動

(4) 社会教育の推進を図る活動

(5) 災害救援活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①柔道を通じた国内外の普及・発展に関する事業

②柔道を軸とした各種スポーツ・他分野との交流、協働に関する事業

③柔道による国内外の選手及び青少年の育成と活動支援に関する事業

④その他、上記に付随する事業

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、遅やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(提出金品の不返還)

第12条 既納の、会費及びその他の提出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事長 5人以上20人以下

(2) 監事 1人以上 3人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が役員として1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができる。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は取締役会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の就任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

- (欠員補充)
- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
- (解任)
- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前にも引当の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に支えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (報酬等)
- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
- (職員)
- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

- (種別)
- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- (構成)
- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。
- (権能)
- 第23条 総会は、次の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び予算に関する事項
 - (5) 事業報告及び決算に関する事項
 - (6) 役員の選任等に関する事項
 - (7) 人會金及び会費に関する事項
 - (8) 長期借入金に関する事項
 - (9) 事務局の組織等に関する事項
 - (10) その他この法人の運営に関する重要事項
- (開催)
- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法又はオンライン会議等のシステムをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- (議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
- (定足数)
- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- (議決)
- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (表決権等)
- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はオンライン会議等のシステムをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第50条第1項の規定については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
- (議事録)
- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法又はオンライン会議等のシステムによる表決者又は表決委任者がある場合においては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結末
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面、電磁的記録又はオンライン会議等のシステムにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合には、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

- (構成)
- 第31条 理事会は、理事をもって構成する。
- (権能)
- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない公務の執行に関する事項
- (開催)
- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたととき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、電磁的方法又はオンライン会議等のシステムをもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

- 第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
- (会計の原則)
- 第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。
- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
 - (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
 - (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならぬ。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
 - (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（剰余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
 - (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡

- (招集)
- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、審議的方法又はオンライン会議等のシステムをもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。
- (議長)
- 第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- (定数)
- 第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。
- (議決)
- 第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (表決権等)
- 第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はオンライン会議等のシステムをもって表決することができるとがでない。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるこゝとがでない。
- (議事録)
- 第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議等のシステムによる表決者については、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議事及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名和印しなければならない。
- 第7章 資産及び会計**
- (資産の構成)
- 第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益
- (資産の区分)
- 第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。
- (資産の管理)

- (4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)
第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。
(合併)
第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれと定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	井上 康 生
副理事長	廣 田 幹 人
理事	秋 本 俊 哉
理事	菅 藤 総 一 郎
理事	紙 谷 武 人
理事	旭 田 秀 夫
理事	吉 田 和 朗
理事	新 井 研 一
理事	上 木 恵 子
理事	光 本 郷 太
監事	金 子 正 志
監事	矢 野 英 克

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2020年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費

正 会 員 個人 10,000 円(一〇千以上) 団体 100,000 円(一〇万以上)

7 この定款の変更は令和4年6月1日から施行する。

I 事業活動収入		2023年度予算	2023年度決算	備 考
1 会費収入		12,300,000	8,820,000	
①個人年会費一正会員		2,300,000	1,220,000	110人
②団体年会費一正会員		10,000,000	7,600,000	38団体
2 事業収入		0	0	
3 寄付金		14,000,000	13,772,000	36人/19団体
4 助成金		2,000,000	0	
5 預金利息		0	51	
6 その他の収入（コーチングセミナー参加費）		0	798,492	
6 その他の収入（交流会参加費）		0	86,000	
事業活動収入合計（A）		28,300,000	23,476,543	

II 事業活動支出		2023年度予算	2023年度決算	備 考
1 事業費		17,060,000	14,606,070	
①柔道の国際的普及・振興に関する事業		16,380,000	13,773,190	
ア 柔道用品（リサイクル柔道衣・畳等）寄贈事業		4,600,000	2,272,671	柔道衣22ヶ国1275着／畳3ヶ国259.5枚
イ 指導者・選手受入支援事業		4,850,000	6,973,327	IOCOS奨学生／国際コーチングセミナー等
ウ 指導者派遣事業		1,630,000	654,646	ポーランド派遣
エ 情報発信事業		3,400,000	3,531,875	会報誌4号、HP、SNS、GS東京等
オ 講演会・シンポジウム事業		800,000	313,196	高齢者の安全な転び方国際カンファレンス
カ インクルーシブ事業		1,100,000	27,475	
②柔道を軸とした各種スポーツ・他分野との交流、協働に関する事業		290,000	110,027	
ア コラボレーション事業		290,000	110,027	転倒予防教室
③柔道による国内外の選手及び青少年の育成と活動支援に関する事業		390,000	722,853	
ア 柔道教室・大会支援・出前講座事業		390,000	722,853	7イベント
2 管理費		11,154,000	10,730,769	
事務局人件費		6,000,000	6,304,001	
法定福利費		900,000	958,298	
福利厚生費		900,000	488,915	
旅費交通費		100,000	195,176	
事務用品費		300,000	222,231	
物品購入費		50,000	7,982	
業務委託費		80,000	48,000	
通信費		500,000	595,603	携帯、wifi代等
印刷費		50,000	7,360	
会議費		150,000	5,368	
総会費		100,000	42,740	
広告宣伝費		660,000	752,400	HPサーバー費用／会員名簿管理
交流費		500,000	224,000	交流会1回
交際費		30,000	0	
諸会費		20,000	105,560	弥生会計年間サポート
支払手数料		120,000	119,138	
減価償却費		594,000	594,000	ソフトウェア減価償却費
雑費		100,000	59,997	
3 予備費		1,000,000	0	
事業活動支出合計（B）		29,214,000	25,336,839	
当期収支差額（A）-（B）=（C）		▲ 914,000	▲ 1,860,296	
前期繰越収支差額（D）		10,146,287	10,146,287	
次期繰越収支差額（C）+（D）		9,232,287	8,285,991	

第4号議案

2024年度活動予算書（案）

2024年4月1日～2025年3月31日 認定特定非営利活動法人JUDO's

（単位：円）

I 事業活動収入	2023年度決算	2024年度予算	備考
1 会費収入	8,820,000	10,000,000	
①個人年会費一正会員	1,220,000	2,000,000	
②団体年会費一正会員	7,600,000	8,000,000	
2 事業収入	0	0	
3 寄付金	13,772,000	15,000,000	
4 助成金	0	1,500,000	市民活動推進補助金、国際交流基金海外派遣
5 預金利息	51	0	
6 その他の収入（コーチングセミナー参加費）	798,492	1,200,000	
その他の収入（交流会参加費）	86,000	210,000	
事業活動収入合計（A）	23,476,543	27,910,000	

II 事業活動支出	2023年度決算	2024年度予算	備考
1 事業費	14,606,070	14,800,000	
①柔道の国際的普及・振興に関する事業	13,773,190	14,150,000	
ア 柔道用品（リサイクル柔道衣・畳等）寄贈事業	2,272,671	2,500,000	
イ 指導者・選手受入支援事業	6,973,327	6,000,000	IOC/OS奨学生8月まで、国際コーチングセミナー等
ウ 指導者派遣事業	654,646	1,500,000	アメリカ、ミャンマー
エ 情報発信事業	3,531,875	3,200,000	ホームページ更新・会報誌5号
オ 講演会・シンポジウム事業	313,196	650,000	国際カンファレンス、五輪報告会
カ インクルーシブ事業	27,475	300,000	デフリンピック支援
②柔道を軸とした各種スポーツ・他分野との交流、協働に関する事業	110,027	200,000	
ア コラボレーション事業	110,027	200,000	転倒予防教室
③柔道による国内外の選手及び青少年の育成と活動支援に関する事業	722,853	450,000	
ア 柔道教室・大会支援・出前講座事業	722,853	450,000	
2 管理費	10,730,769	11,045,167	
事務局人件費	6,304,001	6,500,000	
法定福利費	958,298	1,000,000	
福利厚生費	488,915	500,000	
旅費交通費	195,176	200,000	
事務用品費	222,231	250,000	
物品購入費	7,982	35,000	
業務委託費	48,000	70,000	
通信費	595,603	550,000	
印刷費	7,360	45,000	
会議費	5,368	50,000	
総会費	42,740	80,000	
広告宣伝費	752,400	660,000	
交流費	224,000	500,000	
交際費	0	20,000	
諸会費	105,560	110,000	
支払手数料	119,138	100,000	
減価償却費	594,000	295,167	
雑費	59,997	80,000	
3 予備費	0	500,000	
事業活動支出合計（B）	25,336,839	26,345,167	
当期収支差額（A）-（B）=（C）	▲1,860,296	1,564,833	
前期繰越収支差額（D）	10,146,287	8,285,991	
次期繰越収支差額（C）+（D）	8,285,991	9,850,824	

受付番号	発展コース 3
受付月日	令和7年1月20日

令和7年度 平塚市市民活動推進補助金事業企画書（入門・発展コース）

1 申請団体概要

団体名	ヒラツカユカリノサッカ ナカカンスケヲシルカイ			
	平塚ゆかりの作家 中勘助を知る会			
所在地	神奈川県平塚市			
代表者名	会長 大蔵律子			
設立年月	平成25（2013）年 9月 （法人格取得年月 年 月）			
ホームページ	平塚ゆかりの作家 中勘助 https://shonan-hills.com			
⑥ 設立目的・経緯	・平塚ゆかりの作家中勘助の文学的功績を日記随想『しづかな流』を通じて、多くの市民に親しんでいただくこと。 ・大正末から昭和初期の平塚の豊かな自然・生活・文化を学ぶこと。 ・中勘助が平塚海岸地区に居住して100年が過ぎた。暮らしの中から生まれた詩歌や文章を語り継ぎ、文化の薫る街づくりを目指す。			
⑦ 活動の概要・実績	令和4年度 第1回講演会「中勘助と野鳥の話」岡根武彦氏（写真家・平塚在住） 令和5年度 第2回講演会「中勘助と野鳥の話」齊藤常實・金子典芳氏（こまたん） 野鳥を愛する中勘助は、作品に平塚の野鳥を26種綴っている。平塚の野鳥観察会（こまたん）にそれぞれの野鳥の特徴とさえずりの録音と解説を学んだ。 令和6年度 特別講演会&コンサート「居住百年 中勘助の平塚時代」作家の自然観を中心に講演（駒沢女子大学・木内英美教授）、コンサート 歌物語「しづかな流」作曲家・中村晃也氏。テノール・中井亮・（藤原歌劇団、日本オペラ協会）、ピアノ・藤原藍子（藤原歌劇団）			
⑧過去に受けた助成等の実績	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	ひらつか市民活動ファンド	平成26年4月	80,000円	詩集発行 500部 320,760円
	ひらつか市民活動ファンド	平成30年4月	500,000円	文学碑建立 建設費 1,800,000円
	平塚市市民活動推進補助金	令和6年4月	410,000円	講演会平塚時代の中勘助 記念誌発行 中さんの散歩道案内看板設置
⑨令和7年度に受ける予定の助成等	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容

⑩ 会 員 数	個人＝.....3 0.....人（うち平塚市民.....2 5.....人） 団体＝.....団体					
⑪ 活動体制	役職名	氏名	住所			
活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。	※活動体制は、個人情報のため非公開としています。					

2 補助申請の内容

① 事業名	中勘助平塚居住 100 周年記念事業 第二弾 『しづかな流』市民による手書復刊プロジェクト
② 申請コース	(以下のどちらかのコースを○で囲んでください。) 入門コース ・ <u>発展コース</u>
③ 申請額	【申請額は1万円単位、発展コースは事業費に対する助成割合の制限有(1回目 90%、2回目 80%、3回目 70%)】 31 万円 (入門コースは10万円以内・発展コースは50万円以内)

3 補助申請する活動・事業の内容

① 事業の目的	100 年前の平塚の自然・くらしを描いた中勘助著『しづかな流』を市民に広く紹介し、町の変遷をたどる。次世代の町づくりを考える。 昨年、中勘助が平塚居住して 100 年目を迎えた。11 月、平塚市美術館にて、文学的功績を語り伝えるため、講演会、コンサートを実施。市内外、全国から来場をいただいた。平塚市美術館、図書館、博物館との共催事業となった。 現在、『しづかな流』*は、市民が気軽に手に取るのが難しい。図書館、古書店で探すしかない。市民が読む機会を創り出す。 注) *令和6年現在、単行本文庫とともに絶版中。岩波書店全集7・8巻に収録されている。
「なぜ、この事業を実施したいのか？」 「どんな課題を改善したいのか？」 「社会や市民のために、どのような公益性があるのか？」 などを、社会的背景を含めて具体的に記入してください。	

② 事業の内容 ①の事業の目的で記入した内容をふまえて、具体的な活動・事業内容を記入してください。 事業の先駆性・発展性・公益性・新しいアイデアや工夫などがあれば、分かりやすく記入してください。 ※ 発展コースを申請する場合は、これまでの活動をどのように充実・発展させていくのかが分かるように記入してください。	中勘助平塚居住 100 周年記念事業 第二弾 『しづかな流』市民手書復刊プロジェクト ・『しづかな流』を市民が手軽に手に取り読めるようにする。市民有志の力で、鉛筆で書き写し、作品の世界を深く味わい、伝える。まるで古の人々が写経や源氏物語を書き写し語り伝えたように。 ・限定 100 冊。小中高等学校の図書室、公民館に配布。必要に応じて増版予定。 ・手書き本を制作者、購入者が一緒に参加する読書会を重ねる。 ・小説に描かれたご当地を散策し、現場の現在、いまを写真を撮り記録に残す。 10 年後、再訪し町の変遷を知る。移り変わる街の記録を残す。 ・文学を通じたまちづくりの大切さを学ぶ。町の来し方を知る。 ・講演会は、(未定) 8 年 3 月、平塚市中央公民館会議室にて、座談会方式、パネラー（木内英実氏、大蔵律子氏、瀬尾貞志氏、他）
③ 事業の計画 活動・事業の実施場所、実施方法、実施時期、参加者や受益者等の対象、参加人数などの計画やスケジュールを具体的に記入してください。	スケジュール： 7 年 4 月 基本計画 5 月 第 1 回編集会 原稿分担 6 月～月例編集会議&読書会 12 月 最終校正 2 月 出版 8 年 3 月 講演会 実施場所：市民活動センター、及び、個人宅 実施方法：月例編集会議、出版、後援会 実施時期：7 年 4 月-8 年 3 月 参加者： 30 名 当会会員とボランティア
④ 期待される効果 活動・事業実施により、対象（受益者や地域）にどのような効果や成果を期待できるかを具体的に記入してください。	・絶版『しづかな流』を、紙の本の形態で読むことができる。 ・市民が読み、100 年前、今、将来の平塚を考えるきっかけとなる。 ・この作品が平塚の愛しさを感じるコンテンツに育て、七夕祭り、開基祭りと連動させる。 ・デジタル化全盛の今、手書きの大切さの意義を伝え、広げていきたい。
⑤ 協力団体等 活動・事業に協力される人、団体を記入してください。	市内小学校、中学校 書道関係者 出版社文藝担当編集者 有志

4 収支予算書（申請事業に限定した予算）

事務局記入欄 発展コース補助割合確認 ☒

		項 目	金額	具体的な内容（積算根拠等）		
① 収 入	補助金		310,000 円	平塚市市民活動推進補助金		
	不足分		143,934 円	寄付・会費		
			円			
			円			
			円			
収入合計			453,934 円	発展コース：対象経費	453,934 円 × 70% =	317,754 円 補助金の中請限度額 310,000 円
② 支 出	項 目	事業費	うち対象経費	うち補助金	具体的な内容（積算根拠等）	
	文献資料費	10,000 円	10,000 円	0 円	資料書籍購入	
	書写文具費	20,000 円	20,000 円	0 円	筆記用具、原稿用紙、コピー代	
	通信費	50,000 円	50,000 円	0 円	宅急便、切手、封筒代	
	印刷・製本費	273,934 円	273,934 円	260,000 円	100 部 500 頁 製本代	
	講演会運営費	100,000 円	100,000 円	50,000 円	運営費、講師謝礼	
支出合計			453,934 円	453,934 円	310,000 円	

※収入の補助金の金額は、補助申請した金額を記載してください。また、支出のうち、補助金から支出する金額を記載してください。
 ※収入合計と支出合計、また、収入の補助金と支出のうち補助金の合計は同額になるようにしてください。

中勘助を知る会 会 則

(目的)

第1条 平塚ゆかりの作家、中勘助の文学的功績と平塚に居住した大正末から昭和初頭にかけての平塚海岸の自然と生活を学び、より多くの市民に、そのことを知ってもらい平塚の文化振興とまちづくりに寄与する。
なお、会の名称を「中勘助を知る会」(以下「会」という)とする。

(会員)

第2条 目的に賛同し、会費の納入をもって会員とする。

(事業)

第3条 会は、目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中勘助の文学的功績を学び、市民に伝える活動
- (2) 平塚時代の著書『しづかな流』を学び、当時の平塚海岸の自然と生活を市民に伝える活動
- (3) その他目的を達成する活動

(役員)

第4条 会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名 理事 10名以内
事務局長 1名 会計 1名 会計監査 2名

(役員の任務)

第5条 役員は、次の任務を行う。

- (1) 会長は、会を代表して会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、この会の企画運営を協議し実行にあたる。
- (4) 事務局長、会計はそれぞれの職務を遂行し、会の運営が円滑に行えるようにする。
- (5) 監査は会計の監査を行う。

(役員の選出)

第6条 役員の選出は總會による。但し、初年度は発起人会が役員会となり、役員会で役員を選任することが出来る。

(任期)

第7条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。在任期間は4月1日から翌々年3月末とする。

(会議)

第8条 会の会議は、次の通りとする。

(1) 総会は、毎年5月に開催し、会長が招集する。会員の2分の1の出席をもって成立する。次の事項を審議する。但し、初年度は役員会で初年度事業計画、初年度予算、会則、会費等を決めることが出来る。

- ・ 事業計画 ・ 予算 ・ 事業報告 ・ 決算報告 ・ 役員の選任等
- ・ 会則の改正 ・ 会費の改正 ・ その他特に重要事項

(2) 役員会は、行事及び総会の前に開催する。但し、会長は必要あるとき臨時役員会を開催できる。

(会費)

第9条 会の会費は、年額2,000円とする。

(運営費)

する。

(会計年度)

第11条 会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日とする。

(会計監査)

第12条 会の会計状況は、年1回以上会計監査を受けなければならない。

(事務所)

第13条 会の事務所を平塚市出縄245に置き、電話は0463-31-4691とする。

附 則

(設立期日及び施行期日)

この会の設立は平成25年9月1日とし、会則は同日より施行する。

附 則

この会則は平成25年9月1日とし、平成26年5月17日から施行する。

第2号議案 令和5年度決算報告及び同監査報告

〔令和5年4月1日～令和6年3月31日〕

平塚ゆかりの作家 中勘助を知る会

[収 入]

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	備 考
繰越金	65,243	65,243	
会 費	60,000	54,000	・年会費 2,000 ×27 名
参加費	54,000	12,700	・講演会 1 回 参加者 33 名
合 計	179,243	131,943	

[支 出]

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	備 考
謝礼金	40,000	30,000	・総会アトラクション 落語出演謝礼 10,000 ・講演会 講師2名 20,000
事業費	20,000	0	
消耗品費	10,000	1,329	・コピー用紙 1,329
通信費	15,000	14,458	・切手：ハガキ代 14,458
印刷費	20,000	22,100	・インク：コピー代 17,700 名刺 4,400
食料費	2,000	1,446	・出演者飲料代 1,446
使用料	32,100	32,100	・市民活動センターのロッカー年間使用料 2,400 ・HP 年間使用料 29,700
保険料	3,000	0	
予備費	37,143	0	
小 計	179,243	101,433	
次年度繰越金	—	30,510	
合 計	179,243	131,943	

第 4 号議案 令和6年度 予算（案）

〔令和6年4月1日～令和7年3月31日〕

平塚ゆかりの作家 中 勸助を知る会

[収 入]

項 目	予算額	備 考
繰越金	30,510	
会 費	60,000	@2,000 × 30名
参加費	13,000	読書会 一般 @500×10名×1回 5,000 会員 @400×10名×1回 8,000
助成金	410,000	令和6年度平塚市市民活動推進補助金
合 計	513,510	

[支 出]

項 目	予算額	備 考
謝礼金	10,000	・総会後のアトラクション他 10,000
事業費	410,000	・記念事業の事業費に助成金充当
消耗品費	10,000	・事務用品、用紙代、封筒他
通信費	15,000	・切手、はがき等郵送料
印刷費	15,000	・資料印刷代、PC インキ代、展示写真代
会議費	2,000	・講師茶菓代等
使用料	32,100	・市民活動センターのロッカー年間使用料 2,400 ・HP 年間使用料 16,500 同メンテナンス使用料 13,200
保険料	3,000	・中さんの散歩路 30名
予備費	16,410	
合 計	513,510	